

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ定義を記載したいじめ防止等基本計画をホームページに掲載し、機会のあるごとに周知を行っている。5月と2月に全教職員を対象にいじめ意識調査を実施し、再確認を促している。	引き続き実施	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	いじめ対策委員会は、奇数月の定期開催とし、いじめ事案の対応やいじめ防止プログラムの実施内容について検討した。	引き続き定期的に実施	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年度は2月と3月に実施した。	引き続き企画・実施	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画で定め、ホームページに掲載し、機会のあるごとに周知を行っている。	引き続き実施	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止プログラムはいじめ防止等基本計画に盛り込んでおり、ホームページに掲載し、機会のあるごとに周知を行っている。	引き続き実施	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	日頃から、担任・保健室・学生相談室が連携をとっており、いじめが疑われる場合にはすぐにいじめ対策委員会に報告し、対応を行う体制をしている。	引き続き実施	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画で定め、ホームページに掲載し、機会のあるごとに周知を行っている。	引き続き実施	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめが疑われた時点でいじめ対策小委員会（構成員：総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、各学科長、一般科目長、学年主任、事務部長、総務課長、学生課長、看護師）を設置し情報共有している。	引き続き実施	
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	いじめ防止プログラムはいじめ防止等基本計画に盛り込んでおり、いじめ対策委員会において随時確認を行っている。	引き続き実施	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめ対策委員会において設問の見直しを行い、アンケートを年4回（5月、7月、11月、1月）実施した。実施後は結果をいじめ対策委員会で共有している。	学生の様子に合わせて効果的なアンケート項目をいじめ対策委員会で検討し、実施した。	令和7年11月実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	定期開催しているいじめ対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医に出席していただいた。	いじめ対策委員会の構成員であるスクールロイヤーに出席していただいた。	令和7年11月委員会から実施済
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年度は1年生を対象に本校スクールソーシャルワーカーを講師にいじめに関する講演を行った。2～5年の学生はホームルームにおいて、講演の動画を視聴した。	引き続き実施	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	いじめ防止プログラムで予定している行事だけではなく、機会があるごとに講話等を行い周知した。	引き続き実施	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	ピアサポート活動を推進するため、その第一歩として、コミュニケーション研修を実施した。	引き続き実施	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止プログラムに沿って、周知を行った。	引き続き実施	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ対策小委員会で対応を決定する際に、いじめを受けた学生・いじめを行った学生双方の保護者への連絡を誰がいつ行うか必ず確認を行っている。	引き続き実施	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和6年度評議員会で本校のいじめ防止等基本計画について説明し、連携・協力体制を築いていく。	引き続き実施	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	日頃から、学生主事室が警察等と連携をとり、情報共有を行っている。	引き続き実施	